

2022年9月2日

株式会社スターリーナイトカンパニー
代表取締役 木村 敏彰 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：松田
〒540-0033 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
Web サイト : [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

申入書

当団体は、団体訴権を行使することを重要な活動内容とする消費者団体です。2007年8月23日には、適格消費者団体（消費者契約法第13条）として認定され、さらに2017年6月21日に特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第65条第1項）に認定されました。（組織概要についてはWebサイトをご参照ください。）

さて、当団体は、特定適格消費者団体として、貴社が2021年12月17日及び同月19日に開催を予定していた「空飛ぶクリスマスツリー」イベントについて、中止されたにも関わらず返金がなされなかった消費者が多数いるとの情報があったことから、その実情と貴社の考えを伺うため、2022年5月16日付けで「お問合せ」を行いました。しかし、貴社からの回答はなかったことから、7月26日付けで再度、回答を求める連絡を送りましたが、9月1日現在何らの回答をいただいていません。

当団体としては、こうした貴社の対応を踏まえ、当方で調査した被害情報及び貴社Webサイトでのイベント募集情報を検討しましたところ、貴社には本件イベントのチケット購入者に対して、チケット代金相当額の返金をすべき義務があるとの結論に達しました。

そこで、当団体は貴社に対して下記のとおり申入れを行います。つきましては、本「申入書」並びに未だに回答をいただいていない5月16日付け「お問合せ」についての回答を、2022年9月30日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。

当団体としては貴社が申入れの趣旨を鑑み、自主的に返金されることを希望しますが、貴社が具体的な対応をされず、消費者被害が回復されないと判断される時には、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を行う場合もあることをお知りおきください。

当団体は、本「申入書」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、全ての経緯とその内容を当団体Webサイト等で公開いたします。

記

申入れの趣旨

貴社が2021年12月17日及び同月19日に住之江公園球技広場・野球場での開催を予定されていた「空飛ぶクリスマスツリー」イベントに関し、同イベントのチケット購入者に対して、ただちに、チケット代金相当額の返金をしてください。

申入れの理由

第1 はじめに

当団体は、消費者からの情報提供等に基づき、貴社が2021年12月17日及び同月19日に住之江公園球技広場・野球場での開催を予定されていた「空飛ぶクリスマスツリー」イベント（以下「本件イベント」といいます）に関して検討した結果、貴社には、債務不履行ないし不当利得により、本件イベントのチケット購入者に対して、チケット代金相当額の返金をすべき義務があるとの結論に達しました。

第2 債務不履行責任

- 1 本件イベントは、中止されているところ、貴社Webサイトによれば、強風により、イベント会場内の設置物が倒壊する恐れがあったため、関係各所

と協議の上、お客様と従業員の安全を考慮して中止を決定したとのことです。

- 2 しかし、本件イベント当日は、特に台風等の悪天候ということもなく、本件イベントの開催が客観的に不可能になるような強風があった事実は確認できません。

貴社は、本件イベントを開催すべき債務を負っていたところ、当該債務が履行不能になるような事情もないにもかかわらず、本件イベントを中止したのですから、貴社に債務不履行があったことは明らかです。

- 3 よって、債務不履行に基づく損害賠償として、本件イベントのチケット購入者に対し、チケット代金相当額の賠償をされるように要請します。

なお、債務不履行の場合は、貴社のチケット規約第5条によっても、チケット代金の払い戻しが規定されていることを付言します。

第3 不当利得返還義務

- 1 貴社Webサイトによれば、貴社は、本件イベントについて、強風を理由に中止を決定したとした上で、チケット規約を根拠に、チケット代の返金を拒否されています。そして、貴社が返金を拒否する根拠とされるチケット規約第2条の定めは「当社は、以下の事項に該当する場合、本イベントの運営を中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞できるものとし、返金はございません。戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合」「当社は、前項に基づく本イベントの中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞について、利用者、又は第三者に対し一切の責任を負わないものとします。」というものです。

- 2 ところで、民法第536条1項には、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は反対給付の履行を拒絶できる旨定められています。このため、民法第536条1項によれば、本件イベントが強風を理由に履行不能となり、中止された場合、貴社は、反対給付であるチケット代金を不当利得として返還すべきこととなります。

しかし、貴社のチケット規約第2条は、上記の通り、チケット代金を返金

しないと定めており、民法第536条1項と異なる定めをしています。

- 3 この点、消費者契約法第10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しな規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定めています。

そして、貴社のチケット規約第2条は、民法第536条1項に比して、消費者の権利を制限するものであり、また、強風という当事者双方の責めに帰することができない事由による本件イベント中止のリスクを、全て消費者に一方的に負わせるものですから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。従って、貴社のチケット規約第2条は、消費者契約法第10条により無効です。

- 4 よって、本件イベントのチケット購入者に対し、チケット代金相当額を不当利得として返還されるように要請します。

以 上